



新潟県



発行 新潟県

号外 1

令和8年3月31日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

訓 令

14 笹ヶ峰ダム管理規程(農地建設課)

告 示

250 兼用工作物の管理方法に係る協議成立(道路管理課)

251 堤防と道路との兼用工作物の管理の方法の協議成立(河川管理課)

訓 令

◎新潟県訓令第14号

上越地域振興局

笹ヶ峰ダム管理規程を次のように定め、令和8年4月1日から実施し、笹ヶ峰ダム管理規程（昭和60年3月新潟県訓令第1号）は、令和8年3月31日限り廃止する。

令和8年3月31日

新潟県知事 花角 英世

笹ヶ峰ダム管理規程

目次

第1章 総則（第1条－第5条）

第2章 貯水、取水又は放流

第1節 貯水位等（第6条－第10条）

第2節 取水（第11条）

第3節 放流（第12条－第16条）

第3章 操作等（第17条－第21条）

第4章 点検整備等（第22条－第24条）

第5章 緊急事態における措置

第1節 事前放流（第25条）

第2節 洪水（第26条－第30条）

第3節 かんばつ（第31条）

第6章 観測及び測定（第32条）

第7章 雑則（第33条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、新潟県農業用利水ダム管理条例（昭和48年新潟県条例第46号）第3条の規定により、笹ヶ峰ダムの管理について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 笹ヶ峰ダム ダム本体及び貯水池並びに管理事務所、電気施設、通信施設その他附帯施設をいう。
- (2) ダム ダム本体及び貯水池をいう。
- (3) 貯水位 貯水池の水位をいう。
- (4) 洪水時 洪水が発生しているときをいう。
- (5) 洪水 流入量が毎秒100立方メートル以上であることをいう。
- (6) 流入量 貯水池への流入量をいう。
- (7) かんがい期間 毎年5月1日から9月10日までの期間をいう。
- (8) 洪水吐ゲート等 洪水吐ゲート、取水用ゲート及び放流口ゲートをいう。
- (9) 取水用ゲート 表面ゲート、取水ゲート及び分水ゲートをいう。
- (10) 減勢バルブ等 減勢バルブ及び減勢バルブ（小放流用）をいう。
- (11) 予備警戒時 洪水が発生するおそれがあると認められるに至った時から洪水が発生するおそれがないと認められるに至るまでの期間（洪水警戒時及び洪水時を除く。）をいう。
- (12) 洪水警戒時 洪水が発生するおそれが大きいと認められるに至った時から洪水の発生するおそれが少ないと認められるまでの期間（洪水時を除く。）をいう。

（笹ヶ峰ダムの用途）

第3条 笹ヶ峰ダムは、かんがい用水の補給及び発電用水の供給をその用途とする。

（管理者の業務）

第4条 上越地域振興局長（以下「管理者」という。）は、この規程の定めるところにより笹ヶ峰ダムを管理するものとする。

2 管理者は、笹ヶ峰ダムの管理に当たっては、かんがい用水及び発電用水相互間の需給調整に留意し、水資源の有効利用を図らなければならない。

（異例の措置）

第5条 管理者は、この規程に定めのない事項を処理しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、非常事態の発生により、緊急に措置を要する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により措置を行ったときは、速やかに知事に報告し、その後の措置について指示を受けなければならない。

第2章 貯水、取水又は放流

第1節 貯水位等

(常時満水位)

第6条 ダムの常時満水位は、標高1,220.30メートルとし、貯水位は、洪水時を除き、常時満水位を超えてはならない。

(最低水位)

第7条 ダムの最低水位は、標高1,203.00メートルとし、検査、補修その他特に必要がある場合を除き、貯水位をこれより低下させてはならない。

(貯水位)

第8条 貯水位は、笹ヶ峰ダム貯水池内水位計示度によるものとする。

(流入量の算定方法)

第9条 流入量の算定は、ダムの貯水量の増加分とダムからの延べ放流量との合計を1秒当たりの数値に換算することにより行うものとする。

2 前項の貯水量の増加分は、観測開始時刻における貯水量の値と観測終了時刻における貯水量の値との差により算出するものとする。

3 前項の貯水量の値は、観測開始時刻又は観測終了時刻に計測した貯水位においてそれぞれ別図第1に示す曲線の値とする。

(貯水)

第10条 管理者は、かんがい用水及び発電用水を確保するため、毎年6月30日までに貯水位を常時満水位にするものとする。ただし、事前放流(笹ヶ峰ダム上流域の12時間当たりの予測降雨量が120ミリメートル以上であるときに別に定めるところにより行う放流をいう。第25条において同じ。)を実施した場合その他やむを得ない場合は、この限りでない。

第2節 取水

(かんがい用水及び発電用水のための利用)

第11条 かんがい用水の補給及び発電用水の供給は、常時満水位から最低水位までの貯水を利用するものとする。

第3節 放流

(かんがい用水のための放流)

第12条 管理者は、かんがい期間において気象、水象及びかんがいの状況を考慮してかんがいに必要な水量をダムから放流しなければならない。

2 管理者は、かんがい期間において異常渇水等によって必要な水量を放流することが困難な場合は、知事に報告し、その指示を受けて適切な措置をとらなければならない。

3 かんがい用水のための最大放流量は、毎秒10.989立方メートルとする。

(発電用水のための放流)

第13条 管理者は、かんがいに支障のない限りにおいて、前条第3項に規定する最大放流量の範囲内で発電用水のための放流を行うものとする。

2 管理者は、洪水吐ゲート等の操作を行おうとする場合において発電用水のための放流に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、発電事業の責任者と協議しなければならない。

(ダムから放流することができる場合)

第14条 管理者は、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める設備を操作して放流することができる。

(1) かんがい用水の補給又は発電用水の供給のため放流するとき 取水用ゲート又は減勢バルブ等

(2) 次のいずれかに該当するとき 洪水吐ゲート

ア 常時満水位を超えるおそれがあるとき。

イ 第28条から第30条までの規定によりダムから放流するとき。

(3) ダム又は貯水池内の施設若しくは工作物の点検、整備その他やむを得ない必要があるとき 洪水吐ゲート等又は減勢バルブ等

(放流量の増加分の最大限度)

第15条 ダムからの放流は、第30条の規定によって放流する場合を除き、別図第2の放流量の増加分の最大限度の範囲内で行うものとする。ただし、流入量が急激に増加しているときは、当該流入量の増加率の範囲内において、放流量を増加することができる。

(放流の際の関係機関に対する通知等)

第16条 管理者は、ダム操作（洪水吐ゲート等又は減勢バルブ等の操作をいう。以下同じ。）を行うことによって流水の状況に著しい変化を生ずると認められる場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認められるときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 別表第1に定める相手方に対し、ダム操作を行う日時及びその操作によって放流される流水の量又はその操作によって上昇する下流の水位の見込みを示して通知すること。
- (2) 関川のうち、笹ヶ峰ダムサイト警報局から板倉警報局までの区間について、立札による掲示を行うとともに、別表第2に掲げるサイレンにより、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げる警告を行うこと。
ア 笹ヶ峰ダムサイト警報局による警告 ダム放流の開始約10分前に約3分間
イ 笹ヶ峰ダムサイト警報局以外の警報局による警告 ダム放流により当該各警報局における関川の水位の上昇が開始されると認められる時の約15分前に約3分間
- (3) 関川のうち、笹ヶ峰ダムサイト警報局から板倉警報局までの区間について、警報車の拡声機による警告を行うこと。
- (4) 電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供すること。

第3章 操作等

(洪水吐ゲートの操作)

第17条 洪水吐ゲートを構成する個々のゲート（以下この条において「ゲート」という。）は、左岸に最も近いものから右岸に向かって順に第1号ゲート、第2号ゲート、第3号ゲートといい、第2号ゲートに設置する小ゲートを小洪水調節ゲートという。

- 2 ゲートから放流する場合は、第2号ゲート、第3号ゲート、第1号ゲートの順に開き、第1号ゲートを開いた後更にその放流量を増加させるときは、同様の操作を繰り返すものとし、開かれたゲートを閉じるときは、これを開いた順序の逆の順序によって操作するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、毎秒10立方メートルに満たない放流は、小洪水調節ゲートを開くことによって行うことができる。この場合において、更に放流量を増加させる必要が生じ、第2号ゲートを開くときは、第2号ゲートを開きその動きが停止した後、小洪水調節ゲートを閉じるものとし、第2号ゲート及び小洪水調節ゲートを同時に作動させてはならない。
- 4 前2項の場合におけるゲート（小洪水調節ゲートを除く。第7項において同じ。）の1回の開閉の動きは、0.1メートルを超えてはならない。ただし、流入量が急激に増加している場合において、やむを得ないと認められるときは、この限りでない。
- 5 いずれかのゲートを開閉した後、当該ゲートが始動してから30秒が経過した後でなければ他のゲートを始動させてはならない。
- 6 ゲートは、第14条の規定により放流する場合又は第22条の点検及び整備を行うため必要がある場合を除き、開閉してはならない。
- 7 前項の規定にかかわらず、毎年9月11日から翌年の4月30日までの期間においては、ゲートを最大開度においておくものとする。

(取水用設備の操作)

第18条 取水ゲートは、貯水位に応じて所定の位置の取水ゲートを全開するものとし、複数の取水ゲートを同時に使用してはならない。

- 2 減勢バルブ及び減勢バルブ（小放流用）は、取水量に応じていずれか一方を使用するものとし、切替時以外に両方の設備を同時に使用してはならない。

(土砂吐設備の操作)

第19条 導水管排砂ゲート及び分水槽土砂吐ゲートは、常に閉じておくものとし、導水管内及び分水槽内における土砂の堆積状況に応じ操作して土砂の掃流を行うものとする。

(非常用ゲートの操作)

第20条 非常用ゲートは、常に開いておくものとし、次の各号のいずれかに該当するときを除き、操作してはならない。

- (1) 取水用設備の操作不能により放流量の制御又は放流の停止をする必要があるとき。
- (2) 第22条の点検及び整備を行う必要があるとき。
- (3) その他やむを得ない理由があるとき。

(ダム の 操 作 の 記 録)

第21条 管理者は、ダム の 操 作 を 行 っ た 場 合 に お い て は、次 の 各 号 に 掲 げ る 事 項 (ダム から の 放 流 を 伴 わ な い ダム の 操 作 を 行 っ た 場 合 は、第 1 号 から 第 4 号 ま で に 掲 げ る 事 項) を 記 録 し て お か な け れ ば な ら な い。

- (1) 気象及び水象の状況
- (2) 操作の理由
- (3) 開閉した洪水吐ゲート等の名称並びに開閉を始めた時刻及び終えた時刻並びに終えた時における開度
- (4) 開閉した減勢バルブ等の名称並びに開閉を始めた時刻及び終えた時刻
- (5) 洪水吐ゲート等又は減勢バルブ等の開閉を始めた時及び終えた時における貯水位、流入量及び放流量
- (6) 最大放流量及び最大放流量が生じた時刻
- (7) 第16条の規定による通知及び警告の実施状況
- (8) その他特記すべき事項

2 第28条から第30条までに規定するダム の 操 作 を 行 っ た と き は、前 項 各 号 に 掲 げ る 事 項 の ほ か、次 の 各 号 に 掲 げ る 事 項 を 記 録 し て お か な け れ ば な ら な い。

- (1) ダム の 下 流 の 水 位 及 び 流 量
- (2) ダム 及 び そ の 関 連 施 設 並 び に ダム の 上 下 流 の 被 害 の 状 況 並 び に 河 床 の 変 動 の 状 況

第 4 章 点 検 整 備 等

(点 検 及 び 整 備)

第22条 管理者は、次 の 各 号 に 掲 げ る 施 設 等 を 常 に 良 好 な 状 態 に 保 つ た め、点 検 及 び 整 備 を 行 わ な け れ ば な ら な い。

- (1) ダム 本 体
- (2) 洪水吐ゲート等及び減勢バルブ等
- (3) ダム の 操 作 を 行 う た め に 必 要 な 機 械 及 び 器 具
- (4) 警報、通信連絡、観測等のために必要な設備
- (5) 監視のために必要な船舶
- (6) 警報のために必要な車両
- (7) 第 3 号 から 前 号 ま で に 掲 げ る も の の 操 作 の た め に 必 要 な 資 材

(危 険 防 止 の た め の 措 置)

第23条 管理者は、ダム 及 び そ の 周 辺 に つ い て 常 に 監 視 を 行 い、そ の 維 持 保 全 に 支 障 を 及 ぼ す 行 為 を 排 除 し、立 入 り を 禁 止 す る 等 の 危 険 防 止 の た め に 必 要 な 措 置 を 講 ず る よ う 努 め な け れ ば な ら な い。

(重 大 な 異 常 に 関 す る 報 告)

第24条 管理者は、ダム に 関 す る 重 大 な 異 常 を 発 見 し た と き は、直 ち に 国 土 交 通 省 北 陸 地 方 整 備 局 長 に 報 告 し な け れ ば な ら な い。

第 5 章 緊 急 事 態 に お け る 措 置

第 1 節 事 前 放 流

第25条 管理者は、事 前 放 流 を 行 い、貯 水 位 を 低 下 さ せ る よ う 努 め な け れ ば な ら な い。

第 2 節 洪 水

(洪 水 警 戒 態 勢)

第26条 管理者は、次 の 各 号 の い ず れ か に 該 当 す る 場 合 は、職 員 を 呼 集 し て そ れ ぞ れ 担 当 部 署 に 配 置 し、洪 水 警 戒 態 勢 を と ら な け れ ば な ら な い。

- (1) 妙高市を対 象 と し た 降 雨 に 関 す る 注 意 報 又 は 警 報 が 発 せ ら れ た と き。
- (2) そ の 他 洪 水 が 発 生 す る お そ れ の あ る と き。

(洪 水 警 戒 態 勢 の 解 除)

第27条 管理者は、妙高市を対 象 と し た 降 雨 に 関 す る 注 意 報 又 は 警 報 が 解 除 さ れ、か つ、洪 水 の 発 生 す る お そ れ が な い と 認 め ら れ る と き は、ダム に 異 常 が な い こ と を 確 認 し た 上 で、洪 水 警 戒 態 勢 を 解 く も の と す る。

(予 備 警 戒 時 に お け る 措 置)

第28条 管理者は、予 備 警 戒 時 に お い て は、次 の 各 号 に 掲 げ る 措 置 を と ら な け れ ば な ら な い。

- (1) 洪水時におけるダム の 管 理 に 必 要 な 要 員 を 確 保 す る こ と。
- (2) 洪水時におけるダム の 管 理 の た め に 必 要 な 機 械、器 具 及 び 資 材 の 点 検 及 び 整 備 を 行 う こ と。
- (3) 気象官署が行う気象の観測の成果の収集を行うこと。
- (4) 国土交通省北陸地方整備局長及び長野県知事に対し、各観測地点における時間雨量及び累計雨量並びに貯水池への流入量及び累計流入量並びに放流の予定、放流量、ゲートの開度、貯水池の水位その他必要な事項

について通報すること。

- (5) 河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第27条第1項各号に規定する事項について記録を作成すること。
- (6) 次条の規定による放流又は貯水を円滑に行うために必要な放流を行うこと。
- (7) その他ダム管理上必要な措置

（洪水警戒時における措置）

第29条 管理者は、洪水警戒時においては、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 前条第1号から第5号までの措置
- (2) 最大流入量その他流入量の時間的変化を予測すること。
- 2 管理者は、洪水警戒時においては、貯水位が標高1,219.80メートル（以下「予備放流水位」という。）を超えているときは、貯水位を予備放流水位に低下させるため、あらかじめダムから放流しなければならない。
- 3 前項の規定により放流を行い貯水位が予備放流水位に等しくなったとき及び洪水警戒時の貯水位が予備放流水位に等しいときは、流入量に相当する流量の流水をダムから放流しなければならない。
- 4 洪水警戒時の貯水位が予備放流水位を下回っているときは、ダムからの放流をしながら、又はこれをしないで貯水し、貯水位が予備放流水位と等しくなったとき以後においては、流入量に相当する流量の流水をダムから放流しなければならない。

（洪水時における措置）

第30条 管理者は、洪水時においては、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 第28条第3号から第5号まで及び前条第1項第2号に規定する措置
- (2) 洪水時が始まった時から流入量に相当する流量の流水をダムから放流し、洪水吐ゲートを全開することとなるまでの間これを継続すること。
- (3) 前号の規定により洪水吐ゲートを全開にしたときは、流入量が最大に達した後、貯水位が予備放流水位に等しくなるまでの間これを継続すること。
- (4) 前号の規定により貯水位が予備放流水位に等しくなったときは、洪水時が終わるまでの間流入量に相当する流量の流水をダムから放流すること。
- (5) その他ダム管理上必要な措置
- 2 前項第2号の規定にかかわらず、管理者は、洪水時が始まった時において水位が予備放流水位を下回っているときは、ダムからの放流をしながら、又はこれをしないで予備放流水位まで貯水するものとする。
- 3 管理者は、第1項第2号から第4号までの規定による放流を行うときは、下流の水位が急激に変動することがないように留意しなければならない。

第3節 かんばつ

（かんばつ時における措置）

第31条 管理者は、貯水の状況及び長期にわたる降雨量の予報等を勘案し、かんばつのおそれがあると認めるときは、関川地区土地改良区連合及び発電事業の責任者の意見を聴いて、かんがい用水及び発電用水の不足が生じないように放流を行わなければならない。

第6章 観測及び測定

第32条 管理者は、ダムの操作が当該河川の管理上適正に行われることを確保するため、次の各号に掲げる事項について観測及び測定を行い、その結果を記録しなければならない。

- (1) 貯水位及び流入量
- (2) 関川の水位及び流量
- (3) 降水量
- (4) 積雪の深さ
- (5) 天気、気圧、気温、相対湿度、風向及び風速
- (6) 貯水池の表面付近の水温及び貯水池内の結氷状態
- (7) ダム本体の変形、間隙水圧及び漏水量
- (8) 貯水池内及びその末端付近の堆砂状況
- 2 管理者は、洪水、暴風雨、地震その他の災害が発生したときは、速やかに前項第7号の事項を測定しなければならない。

第7章 雑則

（委任）

第33条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施について必要な事項は、管理者が別に定める。

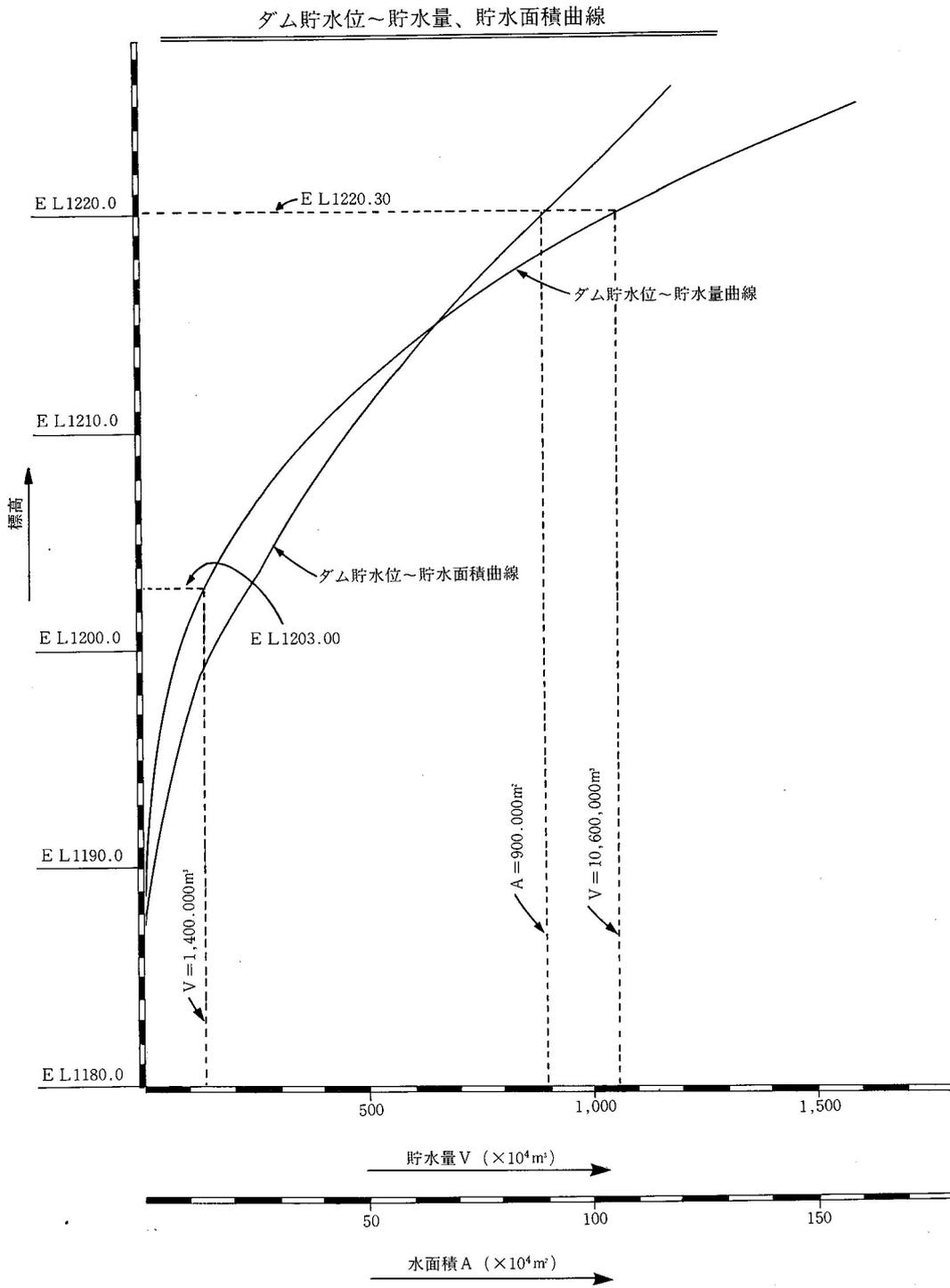
別表第 1 (第16条関係)

通知の相手方	通知の方法
長野県長野建設事務所	加入電話
妙高市	加入電話
上越市	加入電話
信濃町	加入電話
妙高警察署	加入電話
上越警察署	加入電話
長野中央警察署	加入電話
上越地域消防事務組合	加入電話
国土交通省北陸地方整備局	加入電話

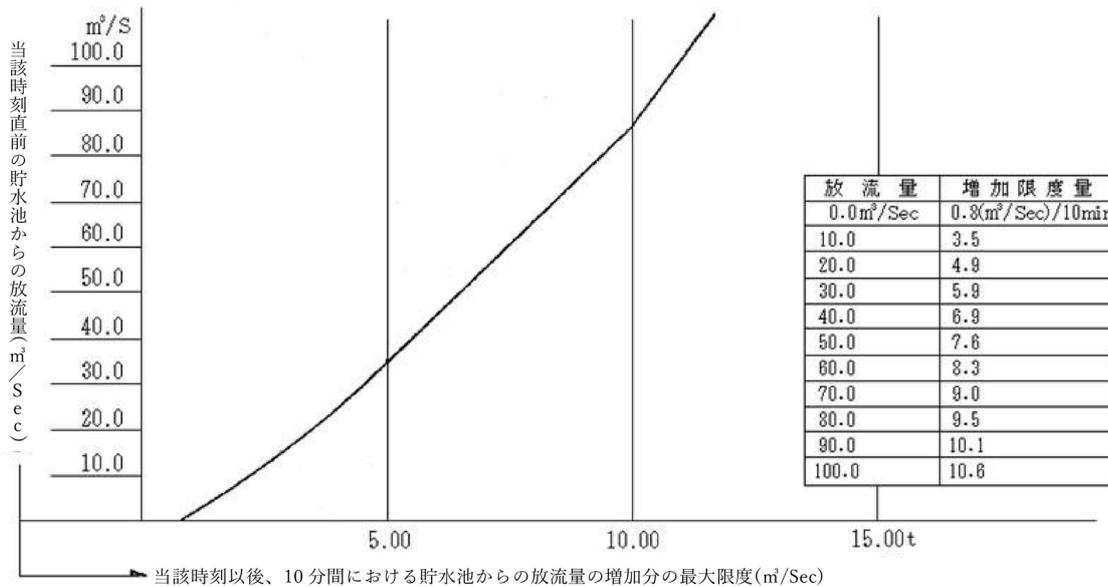
別表第 2 (第16条関係)

番号	サイレンの名称	サイレンの位置
1	笹ヶ峰ダムサイト警報局	妙高市大字杉野沢
2	西野警報局	妙高市大字杉野沢
3	苗名警報局	妙高市大字杉野沢
4	高沢警報局	長野県上水内郡信濃町大字野尻高沢
5	枅形警報局	妙高市大字杉野沢
6	杉野沢警報局	妙高市大字関川
7	関川警報局	妙高市大字関川
8	田口警報局	妙高市大字田口
9	二俣警報局	妙高市大字二俣
10	大谷警報局	妙高市大字大谷
11	折岳警報局	妙高市大字葎生
12	大鹿警報局	妙高市大字大鹿
13	楡島警報局	妙高市大字猿橋
14	小原新田警報局	妙高市大字除戸
15	板倉警報局	妙高市大字巻淵

別図第1 (第9条関係)



別図第2 (第15条関係)



告 示

◎新潟県告示第250号

道路法(昭和27年法律第180号)第20条第1項の規定による兼用工作物の管理方法に係る協議が次のとおり成立した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県十日町地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和8年3月31日

新潟県十日町地域振興局長

- 1 道路の種類及び路線名
県道 小千谷十日町津南線
- 2 道路の位置
中魚沼郡津南町大字上郷寺石甲641番2から同郡同町大字上郷寺石甲571番2まで
- 3 他の工作物の管理者の名称及び所在
名称 河川管理者 新潟県十日町地域振興局長
所在 十日町市妻有町西2丁目1番地
- 4 他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容
 - (1) 道路専用施設(路面(路盤までの部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。)以外の部分の改築、維持(路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルの範囲内を除く。)又は修繕
 - (2) 原則として道路専用施設以外の部分に係る災害復旧
- 5 管理の期間
令和8年3月9日から当該施設の存続する日まで

◎新潟県告示第251号

河川法(昭和39年法律第167号)第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について次のとおり協議が成立した。

なお、関係図書は、新潟県十日町地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

令和8年3月31日

新潟県十日町地域振興局長

- 1 河川の名称

- 一級河川信濃川水系信濃川
- 2 河川管理施設の名称又は種類
信濃川左岸堤防
 - 3 河川管理施設の位置
新潟県中魚沼郡津南町大字上郷寺石甲641番2地先から
新潟県中魚沼郡津南町大字上郷寺石甲571番2地先まで
 - 4 管理を行う者の名称及び住所
名称 道路管理者 新潟県十日町地域振興局長
住所 十日町市妻有町西2丁目1番地
 - 5 管理の内容
 - (1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の付属物その他専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の付属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
 - (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについての維持
 - (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
 - 6 管理の期間
令和8年3月9日から道路の存続する日まで